

○「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」の細部取扱について（平成15年2月14日付け国自貨第80号）

新	旧
<p style="text-align: right;">国自貨第80号 平成15年 2月14日</p> <p>一部改正 平成16年 7月29日 一部改正 平成19年 7月27日 一部改正 平成20年 3月31日 一部改正 平成25年 3月 4日 一部改正 平成25年10月31日</p> <p>各 地方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長 殿 関 東 ・ 近 畿 運 輸 局 自 動 車 業 務 監 査 指 導 部 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車交通局貨物課長</p> <p style="text-align: center;">「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」の細部取扱について</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: right;">別 紙</p> <p>「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」の細部取扱について</p> <p>1 一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものを除く。）の許可 (1)～(6) (略) (7) 資金計画 ①について ・ 資金計画については、別添様式2を例とする。 ②について ・ <u>自己資金には、当該申請事業に係る預貯金のほか、処分権者の判断により預貯金以外の流動資産も含めることができることとする。</u> ・ <u>預貯金額は、申請日時点及び処分までの適宜の時点の残高証明書等の（提示又は）写しの提出をもって確認するものとする。</u> ・ <u>預貯金以外の流動資産額については、申請日時点の見込み貸借対照表等をもつ</u></p>	<p style="text-align: right;">国自貨第80号 平成15年2月14日</p> <p>一部改正 平成16年7月29日 一部改正 平成19年7月27日 一部改正 平成20年3月31日 一部改正 平成25年3月 4日</p> <p>各 地方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長 殿 関 東 ・ 近 畿 運 輸 局 自 動 車 業 務 監 査 指 導 部 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車交通局貨物課長</p> <p style="text-align: center;">「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」の細部取扱について</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: right;">別 紙</p> <p>「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」の細部取扱について</p> <p>1 一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものを除く。）の許可 (1)～(6) (略) (7) 資金計画 ・ 資金計画については、別添様式2を例とする。</p> <p>(新設) (新設) (新設)</p>

て確認するものとする。

- ・ その他貨物自動車運送事業法施行規則第3条第6号から第8号に規定する添付書類を基本とし審査すること。

(8) (略)

(9) 損害賠償能力

①について

- ・ 任意保険等への加入を確保すべき事業者は、貨物用事業用自動車_が100両以下の貨物自動車運送事業者とする。
- ・ 加入すべき任意保険等は、原則として、被害者1名につき保険金の限度額は無制限とする。

②について

(略)

(10) (略)

2 (略)

3 貨物自動車利用運送をする一般貨物自動車運送事業の許可

4～その他 (略)

様式例3 推定による一年間の取扱貨物の種類及び数量並びにその算出の基礎 (略)

宣誓書 (略)

- ・ 貨物自動車運送事業法施行規則第3条第6号から第8号に規定する添付書類を基本とし審査すること。

(8) (略)

(9) 損害賠償能力

①について

- ・ 任意保険等への加入を確保すべき事業者は、貨物用事業用自動車_が100両以下の貨物自動車運送事業者とする。
- ・ 加入すべき任意保険等は、原則として、被害者1名につき保険金額は5,000万円以上とする。

②について

(略)

(10) (略)

2 (略)

3 貨物利用運送をする一般貨物自動車運送事業の許可

4～その他 (略)

様式例3 推定による一年間の取扱貨物の種類及び数量並びにその算出の基礎 (略)

宣誓書 (略)

新

様式例 1

事業用自動車の運行管理等の体制

1. 運行管理等の体制



担当常勤役員等	人	法令試験受験予定者の氏名：
運行管理者	人	<input type="checkbox"/> 確保済み（ ）(※2) <input type="checkbox"/> 確保予定（平成 年 月 日までに確保予定） ・勤務時間（ 時 分 ～ 時 分） } (※3) ・休日（ 日/月）
運行管理補助者(※1)	人	<input type="checkbox"/> 確保済み（ ）(※4) <input type="checkbox"/> 確保予定（平成 年 月 日までに確保予定）
整備管理者	人	<input type="checkbox"/> 確保済み（ ）(※5) <input type="checkbox"/> 確保予定（平成 年 月 日までに確保予定）
整備管理補助者(※1)	人	<input type="checkbox"/> 確保済み <input type="checkbox"/> 確保予定（平成 年 月 日までに確保予定）
常時選任運転者	人	（別紙のとおり）
その他従業員	人	

(※1)補助者を選任するときは記載する。(※2)資格者証番号及び交付年月日を記載する。(※3)運行管理者が2人以上いる場合は統括運行管理者について記載する。(※4)運行管理者資格を取得している場合は(※2)の内容を、取得していない場合は基礎講習修了年月日を記載する。(※5)道路運送車両法施行規則第31条の4第1号の場合は研修修了年月日を、第2号の場合は合格証書番号及び交付年月日を、第3号の場合はその旨を記載する。

アルコール検知器の配備計画
設置型： _____ 台 ・ 携行型： _____ 台

日常点検計画
日常点検場所： _____ ・ 日常点検の実施者： _____

営業所と車庫間の距離（※複数の車庫がある場合は最も遠い車庫について記載する。）
_____ km

車庫が営業所に併設されていない場合の連絡方法及び対面点呼の実施方法
連絡方法： _____

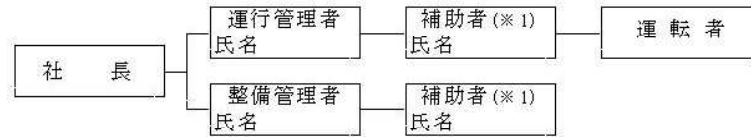
点呼実施場所が車庫の場合（※併設されていない場合のみ記入）
・ 営業所と車庫間の運行管理者（補助者）の移動手段及び所要時分
移動手段： _____
所要時分： _____ 分

旧

様式例 1

事業用自動車の運行管理等の体制

1. 運行管理等の体制



担当常勤役員等	人	法令試験受験予定者の氏名：
運行管理者	人	<input type="checkbox"/> 確保済み（ ）(※2) <input type="checkbox"/> 確保予定（平成 年 月 日までに確保予定） ・勤務時間（ 時 分 ～ 時 分） } (※3) ・休日（ 日/月）
運行管理補助者(※1)	人	<input type="checkbox"/> 確保済み（ ）(※4) <input type="checkbox"/> 確保予定（平成 年 月 日までに確保予定）
整備管理者	人	<input type="checkbox"/> 確保済み（ ）(※5) <input type="checkbox"/> 確保予定（平成 年 月 日までに確保予定）
整備管理補助者(※1)	人	<input type="checkbox"/> 確保済み <input type="checkbox"/> 確保予定（平成 年 月 日までに確保予定）
常時選任運転者	人	（別紙のとおり）
その他従業員	人	

(※1)補助者を選任するときは記載する。(※2)資格者証番号及び交付年月日を記載する。(※3)運行管理者が2人以上いる場合は統括運行管理者について記載する。(※4)運行管理者資格を取得している場合は(※2)の内容を、取得していない場合は基礎講習修了年月日を記載する。(※5)道路運送車両法施行規則第31条の4第1号の場合は研修修了年月日を、第2号の場合は合格証書番号及び交付年月日を、第3号の場合はその旨を記載する。

アルコール検知器の配備計画
設置型： _____ 台 ・ 携行型： _____ 台

日常点検計画
日常点検場所： _____ ・ 日常点検の実施者： _____

営業所と車庫間の距離（※複数の車庫がある場合は最も遠い車庫について記載する。）
_____ km

車庫が営業所に併設されていない場合の連絡方法及び対面点呼の実施方法
連絡方法： _____

点呼実施場所が車庫の場合
・ 営業所と車庫間の運行管理者（補助者）の移動手段及び所要時分
移動手段： _____
所要時分： _____ 分

新

・ 車庫における運行管理者（補助者）の駐在時間
出庫時（ 時から 時まで）
帰庫時（ 時から 時まで）

点呼実施場所が営業所の場合（※併設されていない場合のみ記入）

・ 運転者の営業所と車庫間の主な移動手段及び所要時分
移動手段： _____
所要時分： _____分

1. 事故防止及び過積載の防止等に対する指導教育（※6）及び事故処理等の体制

○ 事故防止に関する指導教育方法及び計画

・ 定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定
 有（実施時期（※7）； 箇月以内） ・ 無

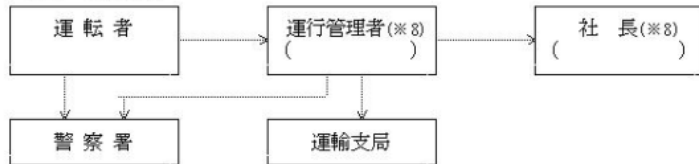
・ 特定の運転者（事故惹起、初任、高齢）に対する特別な指導及び適性診断の受診の予定の有無
 有 ・ 該当無し

○ 過積載の防止に関する指導教育方法及び計画

・ 定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定
 有（実施時期（※7）； 箇月以内） ・ 無

・ 積載量確認方法
 計量器による ・ 運送依頼票による

○ 事故処理連絡体制



（※6）貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条・「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針を定める件」（平成13年8月20日 国土交通省告示 第1366号）

（※7）新規許可、事業承継認可又は営業所の新設認可等を受けた日から初回の研修・講習会等を実施するまでの月数を記載。

（※8）（ ）内に連絡先の電話番号を記載する。

○ 苦情処理体制

苦情処理責任者 氏名： _____（役職等： _____）

苦情処理担当者 氏名： _____（役職等： _____）

○ 適用する運送約款

- ①運輸省告示第575号（平成2年11月22日）による標準貨物自動車運送約款を適用する。
- ②運輸省告示第577号（平成2年11月22日）による標準引越運送約款を適用する。
- ③国土交通省告示第1047号（平成18年8月31日）による標準ききゅう運送約款を適用する。
- ④上記以外の運送約款を設定する。

旧

・ 車庫における運行管理者（補助者）の駐在時間
出庫時（ 時から 時まで）
帰庫時（ 時から 時まで）

点呼実施場所が営業所の場合

・ 運転者の営業所と車庫間の主な移動手段及び所要時分
移動手段： _____
所要時分： _____分

1. 事故防止及び過積載の防止等に対する指導教育（※6）及び事故処理等の体制

○ 事故防止に関する指導教育方法及び計画

・ 定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定
 有（実施時期（※7）； 箇月以内） ・ 無

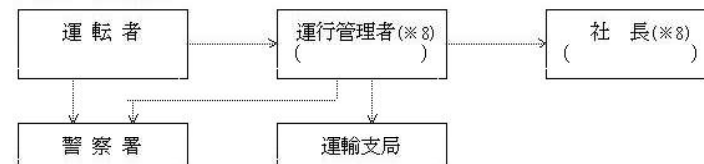
・ 特定の運転者（事故惹起、初任、高齢）に対する特別な指導及び適性診断の受診の予定の有無
 有 ・ 該当無し

○ 過積載の防止に関する指導教育方法及び計画

・ 定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定
 有（実施時期（※7）； 箇月以内） ・ 無

・ 積載量確認方法
 計量器による ・ 運送依頼票による

○ 事故処理連絡体制



（※6）貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条・「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針を定める件」（平成13年8月20日 国土交通省告示 第1366号）

（※7）新規許可、事業承継認可又は営業所の新設認可等を受けた日から初回の研修・講習会等を実施するまでの月数を記載。

（※8）（ ）内に連絡先を記載する。

○ 苦情処理体制

苦情処理責任者 氏名： _____（役職等： _____）

苦情処理担当者 氏名： _____（役職等： _____）

○ 適用する運送約款

- ①運輸省告示第575号（平成2年11月22日）による標準貨物自動車運送約款を適用する。
- ②運輸省告示第577号（平成2年11月22日）による標準引越運送約款を適用する。
- ③国土交通省告示第1047号（平成18年8月31日）による標準ききゅう運送約款を適用する。
- ④上記以外の運送約款を設定する。

新		金額		明 細	
様式例 2					
事業開始に要する資金及び調達方法					
1. 事業開始に要する資金					
人	件 費				
	役員報酬	月額	円×2ヶ月分		
	給 与				
	運 転 手	人×月額	円×2ヶ月分		
	運 行 管 理 者	人×月額	円×2ヶ月分		
	整 備 管 理 者	人×月額	円×2ヶ月分		
	事 務 員	人×月額	円×2ヶ月分		
	そ の 他	人×月額	円×2ヶ月分		
	手 当				
	運 転 手	人×月額	円×2ヶ月分		
	運 行 管 理 者	人×月額	円×2ヶ月分		
	整 備 管 理 者	人×月額	円×2ヶ月分		
	事 務 員	人×月額	円×2ヶ月分		
	そ の 他	人×月額	円×2ヶ月分		
	賞 与	給与月額×1回給与の	ヶ月分×支給回数	回×	$\frac{1}{6}$
	法 定 福 利 費				
	健康保険料	$\frac{(\text{役員報酬} + \text{給与} + \text{手当}) \times \text{事業主負担率}}{+ \text{賞与} \times \text{事業主負担率}} \div 1000$			
	厚生年金保険料	$\frac{(\text{役員報酬} + \text{給与} + \text{手当}) \times \text{事業主負担率}}{+ \text{賞与} \times \text{事業主負担率}} \div 1000$			
	雇用保険料	$(\text{給与} + \text{手当} + \text{賞与}) \times \text{事業主負担率} \div 1000$			
	労 災 保 険 料	$(\text{給与} + \text{手当} + \text{賞与}) \times \text{事業主負担率} \div 1000$			
	厚 生 福 利 費	給与、手当、賞与の2%を見込む			
	燃 料 費	月間総走行キロ	km	÷ 当たり走行キロ	km ×
	油 脂 費	燃料費の3%を見込む			
	修 繕 費				
	外 注 修 繕 費	1 両月額	円×2ヶ月分×	両	
	自家修繕費・部品費	1 両月額	円×2ヶ月分×	両	
	タイヤチューブ費	月間	本使用×1本	円×2ヶ月分	
	車 両 費				
	購 入 費	分割の場合頭金及び6ヶ月分の割賦金。ただし、一括払いの場合は取得価格			
	リ ー ス 料	リース料の6ヶ月分			
	施 設 購 入 ・ 使 用 料	土地、建物の購入費（分割の場合頭金及び6ヶ月分の割			

旧		金額		明 細	
様式例 2					
事業開始に要する資金及び調達方法					
1. 事業開始に要する資金					
人	件 費				
	役員報酬	月額	円×2ヶ月分		
	給 与				
	運 転 手	人×月額	円×2ヶ月分		
	運 行 管 理 者	人×月額	円×2ヶ月分		
	整 備 管 理 者	人×月額	円×2ヶ月分		
	事 務 員	人×月額	円×2ヶ月分		
	そ の 他	人×月額	円×2ヶ月分		
	手 当				
	運 転 手	人×月額	円×2ヶ月分		
	運 行 管 理 者	人×月額	円×2ヶ月分		
	整 備 管 理 者	人×月額	円×2ヶ月分		
	事 務 員	人×月額	円×2ヶ月分		
	そ の 他	人×月額	円×2ヶ月分		
	賞 与	給与月額×1回給与の	ヶ月分×支給回数	回×	$\frac{1}{6}$
	法 定 福 利 費				
	健康保険料	$\frac{(\text{役員報酬} + \text{給与} + \text{手当}) \times \text{事業主負担率}}{+ \text{賞与} \times \text{事業主負担率}} \div 1000$			
	厚生年金保険料	$\frac{(\text{役員報酬} + \text{給与} + \text{手当}) \times \text{事業主負担率}}{+ \text{賞与} \times \text{事業主負担率}} \div 1000$			
	雇用保険料	$(\text{給与} + \text{手当} + \text{賞与}) \times \text{事業主負担率} \div 1000$			
	労 災 保 険 料	$(\text{給与} + \text{手当} + \text{賞与}) \times \text{事業主負担率} \div 1000$			
	厚 生 福 利 費	給与、手当、賞与の2%を見込む			
	燃 料 費	月間総走行キロ	km	÷ 当たり走行キロ	km ×
	油 脂 費	燃料費の3%を見込む			
	修 繕 費				
	外 注 修 繕 費	1 両月額	円×2ヶ月分×	両	
	自家修繕費・部品費	1 両月額	円×2ヶ月分×	両	
	タイヤチューブ費	月間	本使用×1本	円×2ヶ月分	
	車 両 費				
	購 入 費	取得価格（割賦未払金を含む全額）			
	リ ー ス 料	リース料の1カ年分			
	施 設 購 入 ・ 使 用 料	土地、建物の購入費又は賃借料の1カ年分			

		賦金。ただし、一括払いの場合は取得価格)又は賃借料の6ヶ月分
什器・備品費		取得価格
施設賦課税		別掲(自動車税及び自動車重量税の1年分、自動車取得税)
保険料		別掲(自賠責保険、任意保険の1年分)
登録免許税		
その他		旅費、会議費、水道・光熱費、通信・運搬費、図書・印刷費、広告宣伝費等の2ヶ月分
合計		事業開始に要する資金の合計
自己資金額		2.による自己資金の合計

別掲の内訳

事業用自動車の施設賦課税・保険料							
車両積載量	車両総重量	取得価格	自動車税	重量税	取得税	自賠責保険	任意保険

2. 資金の調達方法及び調達資金の挙証

項目	申請事業充当額
預貯金額	
その他流動資産額 (内現金額)	()
その他	
調達資金合計(自己資金額)	

什器・備品費		取得価格
施設賦課税		別掲(自動車税、自動車重量税)
保険料		別掲(自賠責保険、任意保険)
登録免許税		
その他		旅費、会議費、水道・光熱費、通信・運搬費、図書・印刷費、広告宣伝費等の2ヶ月分
計(A)		事業開始に要する資金の合計
(B)		2.による自己資金の合計
(B)÷(A)×100		自己資金比率

別掲の内訳

事業用自動車の施設賦課税・保険料							
車両積載量	車両総重量	取得価格	自動車税	重量税	取得税	自賠責保険	任意保険

2. 資金の調達方法及び調達資金の挙証

法人		既存の法人	設立法人	出資法人	出資金額
	資本金				
	剰余金				
	増資本金				
	調達資金合計				

注. 剰余金は、貸借対照表の「資本の部」の額とする。

個人	金融機関名	預金等の種類	預金等の発行番号	申請日現在の預金高

新

旧

様式例 4

様式例 4

平成 年 月 日

平成 年 月 日

運輸局長 殿

運輸局長 殿

住所
氏名又は名称
代表者名
電話番号

住所
氏名又は名称
代表者名
電話番号

一般（特定）貨物自動車運送事業の運輸開始届出書

一般（特定）貨物自動車運送事業の運輸開始届出書

平成 年 月 日付け 第 号により許可になった一般（特定）貨物自動車運送事業は、平成 年 月 日に運輸を開始したので届出いたします。

平成 年 月 日付け 第 号により許可になった一般（特定）貨物自動車運送事業は、平成 年 月 日に運輸を開始したので届出いたします。

車両一覧表

車両一覧表

	登録番号	最大積載量	車体の形状	所属営業所	備考
1		kg			
2		kg			
3		kg			
4		kg			
5		kg			
6		kg			
7		kg			
8		kg			
9		kg			
10		kg			

	登録番号	最大積載量	車体の形状	所属営業所	備考
1		kg			
2		kg			
3		kg			
4		kg			
5		kg			
6		kg			
7		kg			
8		kg			
9		kg			
10		kg			

一般自動車損害保険（任意保険）の加入状況
 対人賠償額無制限の保険に加入しました。

一般自動車損害保険（任意保険）の加入状況
対人賠償額 千万円の保険に加入しました。

社会保険加入状況
労働災害保険 (平成 年 月 日に加入しました)
雇用保険 (平成 年 月 日に加入しました)
健康保険・厚生年金保険 (平成 年 月 日に加入しました)

社会保険加入状況
労働災害保険 (平成 年 月 日に加入しました)
雇用保険 (平成 年 月 日に加入しました)
健康保険・厚生年金保険 (平成 年 月 日に加入しました)

添付書類
・法人を設立した場合、目的を変更した場合にあっては登記事項証明書
・労働保険/保険関係成立届（写），（健康保険・厚生年金保険）新規適用届（写）

添付書類
・法人を設立した場合にあっては登記簿の謄本
・労働保険/保険関係成立届（写），（健康保険・厚生年金保険）新規適用届（写）